



新潟県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第8号**

新潟県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年新潟県規則第24号）の一部を次の表のように改正する。

（太枠部分は改正部分）

改正後	改正前								
<p><b>第2号様式（第2条関係）</b></p> <p>障害証明書</p> <p>（略）</p> <table border="1"> <tr> <td>                 障害基礎年金（証書の記号番号）                  特別児童扶養手当（受給者記号番号）                  特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当                  （認定通知交付番号）             </td> <td>                 障害基礎・特児（証書の記号番号）                  特障・障児・福祉手当                  （認定通知交付番号）             </td> </tr> <tr> <td>有</td> <td>・無</td> </tr> </table> <p>（略）</p>	障害基礎年金（証書の記号番号） 特別児童扶養手当（受給者記号番号） 特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当 （認定通知交付番号）	障害基礎・特児（証書の記号番号） 特障・障児・福祉手当 （認定通知交付番号）	有	・無	<p><b>第2号様式（第2条関係）</b></p> <p>障害証明書</p> <p>（略）</p> <table border="1"> <tr> <td>                 障害基礎・特児（証書の記号番号）                  特障・障児・福祉手当                  （認定通知交付番号）             </td> <td>                 障害基礎・特児（証書の記号番号）                  特障・障児・福祉手当                  （認定通知交付番号）             </td> </tr> <tr> <td>有</td> <td>・無</td> </tr> </table> <p>（略）</p>	障害基礎・特児（証書の記号番号） 特障・障児・福祉手当 （認定通知交付番号）	障害基礎・特児（証書の記号番号） 特障・障児・福祉手当 （認定通知交付番号）	有	・無
障害基礎年金（証書の記号番号） 特別児童扶養手当（受給者記号番号） 特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当 （認定通知交付番号）	障害基礎・特児（証書の記号番号） 特障・障児・福祉手当 （認定通知交付番号）								
有	・無								
障害基礎・特児（証書の記号番号） 特障・障児・福祉手当 （認定通知交付番号）	障害基礎・特児（証書の記号番号） 特障・障児・福祉手当 （認定通知交付番号）								
有	・無								

**附 則**

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

